


独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

日本放送協会
会長 福地茂雄 殿

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木啓之 


指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

今井靖容 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

原科博文 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

前田隆夫 

当監査法人は、放送法第40条の2の規定に基づく監査証明を行うため、日本放送協会の平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表、すなわち、協会全体財産目録（会計に関する部分に限る。）、貸借対照表（協会全体、一般勘定、番組アーカイブ業務勘定及び受託業務等勘定）、損益計算書（協会全体、一般勘定、番組アーカイブ業務勘定及び受託業務等勘定）、資本等変動計算書（協会全体、一般勘定、番組アーカイブ業務勘定及び受託業務等勘定）、協会全体キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、財産目録及びこれらに関する説明書について監査の対象とした会計に関する部分は、財産目録及びこれらに関する説明書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表の作成責任は理事者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本放送協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上